

外為法による輸出管理をめぐる論点

田上 博道
森本 正宗

1 序

外為法による輸出管理と憲法

日工展事件

輸出管理法ではない外為法の限界

外為法による輸出管理の目的と手段

外為法第1条

輸出管理の論点を議論する際には必ず念頭に置いておくことが重要
手段の目的化が危険

国際輸出管理レジームにおける輸出管理の目的

通常兵器の開発、保有、移転を禁じる規範の不在
我が国の安全保障の視点

輸出管理の危険負担、リスク管理としての側面

法律上禁止されていなければ何をやってもよいのか

- ・ 交通標識のない道路での運転

輸出管理の危険負担やリスク管理の指標としての側面

- ・ ~ を産学官で認識を共有することが第一歩
- ・ とにかく緩和することが産業界の利益となるのか？
- ・ とにかく強化することが輸出管理当局の利益となるのか？
- ・ 産業界との二人三脚はこれまで我が国の最大の特長であり強み

2 制度上の論点

技術移転規制

- ・ 法人内技術移転
- ・ 大学等における技術管理

国連安保理決議 1540 と外為法

- ・ 通過・積替
 - ✓ 国際輸出管理レジームでは同列に議論されることが多いが、外為法上は全く別の概念

- ✓ 積替における「輸出しようとする者」
- ・ 仲介
 - ✓ 技術の提供の仲介
 - ✓ 許可が必要な時点

CA 規制におけるインフォーム

- ・ インフォームの基準とは
 - ✓ 輸出自由の原則
 - ✓ 拳証責任はインフォームをかける（政府）側に
- ・ 「迂回輸出の懸念」に対する「懸念」 = 「地球は丸い」
 - ✓ 可能性「以上」の何か

罰則

- ・ 法定刑の引上げ、法人重課

3 運用上の論点

輸出管理の法益を意識することの重要性

形式論の陥穽に陥る危険性

産官の情報共有のあり方

- ・ 政府の情報能力向上
- ・ 産業界との情報協力の可能性